
AMT/NEWSLETTER

China Legal Update

2026 年 9 月 28 日

独占的協定における個人責任の適用に関するガイドライン (意見募集稿)

弁護士 射手矢 好雄/ 弁護士 森脇 章/ 弁護士 中川 裕茂
弁護士 若林 耕/ 中国弁護士 屠 錦寧/ 弁護士 尾関 麻帆
弁護士 横井 傑/ 弁護士 唐沢 晃平

Contents

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

II. Lawyer's Eye

発令企業に加え、関与した個人も追及される時代へ
～中国独占禁止法における独占的協定の個人責任の具体化～

中国弁護士 屠 錦寧

III. 中国法令アップデート

- ・関連輸入印刷・複写オフィス機器に対する対外貿易における国家安全立件調査の開始に関する公表
- ・越境腐敗防止法(草案)意見募集
- ・大規模個人情報取扱者における個人情報保護規定(意見募集稿)←今号の注目法令
- ・独占的協定における個人責任の適用に関するガイドライン(意見募集稿)←今号の注目法令

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただきます。

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 47 回(中国メインランド)

日時:2026 年 6 月 18 日(木)

「中国への様々な営業秘密の漏洩事案の紹介と分析 ～経済安全保障的視点と企業目線～」

講師:パートナー弁護士 中川 裕茂

第 48 回(台湾)

日時:2026 年 7 月 16 日(木)

「中国の最近の処罰事例から学ぶ中国当局の考え方ー内巻時代のコンプライアンス最前線」

講師:パートナー、台湾弁護士 呉 曉青

第 49 回(中国メインランド)

日時:2026 年 5 月 21 日(木)

「中国投資規制の落とし穴ー中国への投資・中国からの投資・撤退まで」

講師:パートナー弁護士 横井 傑

スペシャル・カウンセラー 繆 媛媛

II. Lawyer's Eye

企業に加え、関与した個人も追及される時代へ ～中国独占禁止法における独占的協定の個人責任の具体化～

中国弁護士 屠 錦寧

はじめに

2026 年 8 月 27 日、中国国家市場監督管理総局は、「独占的協定における個人責任の適用に関するガイドライン（意見募集稿）」（以下「本ガイドライン」）を公表し、9 月 10 日まで意見募集を行った。本ガイドラインは全 16 条からなり、独占禁止分野において独占的協定に関する個人責任の適用を専ら規律する初のガイドラインである。

2022 年改正独占禁止法第 56 条は、独占的協定について個人責任を負う法定代表人、主要責任者及び直接責任者に対し、100 万人民币以下の課徴金を課し得るものとし、情状が特に重大な場合には、第 63 条に基づき加重処罰が可能であり、個人への課徴金は最高で 500 万人民币に達し得る。本ガイドラインは、こうした法定枠組みをさらに具体化するとともに、責任主体の認定、裁量の要素、寛大制度などの論点に対応することを目的としている。

この動きは制度改正にとどまらず、2025 年には、市場監督当局が医薬分野の 2 件の案件で、関連する個人に対してすでに処分を行っている。上海のある注射剤独占的協定事件では、関連個人に 50 万人民币の課徴金が課され、天津のある原料薬独占的協定事件では、4 名の関係者それぞれに 60 万人民币の課徴金が課され、独占的協定の形成を主導した個人には 500 万人民币の課徴金が課された。両事件は、独占的協定の取締りが、従来の主として事業者を処罰するという枠組みから、徐々に事業者と重要個人を並行して追及する方向へ移行していることを示している。

以下では、本ガイドラインの要点を整理したうえで、個人責任の認定、処罰の裁量、寛大措置の取扱い及び実務上の対応を概観する。

一、個人責任の対象

本ガイドラインの最も重要な特徴は、肩書だけで責任を決めない点にある。役職よりも、当該者が独占的協定の形成・維持に実質的な役割を果たしたかどうか重視される。

1. 法定代表人・主要責任者

法定代表人は登記上の地位を基に判断されるが、主要責任者には、一般的な役員・幹部に限られず、経営判断権限を有する上級管理職、支配株主、実質支配者も含まれ得る。

したがって、価格、販売方針、販売先の割当て、市場分割などの重要事項を実質的に決めている者は、責任主体となり得る。

2. 直接責任者

直接責任者とは、独占的協定に直接参加し、企画、発案、推進、調整、監督などにおいて重要な役割を果たした者を指す。他方で、上司の指示に従って形式的に関与したにすぎず、実質的な主導性が認められない場合には、通常は直接責任者とは扱われない。

また、特に注目すべきは、本ガイドラインが「不作為」も規制対象に含めている点である。すなわち、法定代表者や主要責任者が、その職務範囲内で回避しえた独占的協定について重大な過失または職務懈怠により、必要な注意義務を履行なかった場合には、個人責任を負う可能性がある。

したがって、当該個人にとって「知らなかった」「関与していない」ということは、当然に免責事由になるわけではない。少なくとも、職務上把握すべき事項について適切な監督を行っていたことを説明できる体制が必要である。

なお、本ガイドラインは、個人責任が退職、離職、配置転換によって当然には消滅しないことも明示している。したがって、既に退任した役員や退職した担当者が関与していた場合、個人としては単に在職を終えたからといって責任を免れることはできない。企業としても、過去の記録、メール、会議資料、意思決定の経緯を保全しておく必要がある。

二、どのような案件で個人責任が追及されるのか

本ガイドライン第 6 条は、特に個人責任を追及すべき案件として、次の類型を挙げている。

1. 競争を著しく排除・制限し、イノベーションに重大な損害を与え、又は消費者利益若しくは社会公共利益に重大な損害を与える場合
2. 全国的に重大な影響を有する場合
3. 民生保障、生態環境、安全生産、金融資本、データ安全等の重点分野に関わり、国家利益を害する場合

2025 年の 2 件の医薬案件はまさに典型であり、救命用医薬品の価格が大幅に上昇した事案及び原料薬の値上げが川下の製剤に波及した事案であって、いずれも民生保障に関わり、かつ全国的な影響が強い案件であった。

このため、医薬品、原料薬、エネルギー、公用事業、データ関連ビジネスなどでは、企業だけでなく、現場で判断した個人への追及が今後さらに強まる可能性がある。

三、処罰の裁量要素

本ガイドラインは、個人に対する処罰についても、裁量の考え方を比較的明確に整理している。軽減事情としては、被害の拡大を自ら防止・軽減したこと、調査に積極的に協力したこと、事実を真摯かつ正確に説明したこと、強要又は誘導により関与したことが挙げられる。他方、加重事情としては、他人を教唆、強要又は誘導したこと、他者の離脱を妨げたこと、再犯であること、調査を妨害したことが挙げられる。

さらに、情状が特に重く、影響が特に悪質で、重大な結果を生じた場合には、独占禁止法第 63 条に基づき法定額の 2 倍以上 5 倍以下の加重処罰が可能であり、個人に対する課徴金は、最高 500 万人民元に達し得る。

実務上は、内部調査の結果がその後の行政調査対応、すなわち当局への説明、寛大措置の申請、個人責任の整理に直接影響し得るため、単に違反の有無を確認するにとどまらず、誰が主導したのか、誰が従属的に関与したのか、誰に軽減事情があるのかを早期に整理しておくことが重要である。

四、企業と個人の利益相反？～寛大措置は連動しない～

本ガイドラインは、個人も単独で寛大措置（リーニエンシーより広い概念）を申請し得ることを明確にしている。調査開始前に自発的に申告し、重要証拠を提出した個人については、免除となる可能性さえある。

個人は、事業者と共同で申請することも、単独で申請することもでき、当局は、事業者と個人について別々に審査し、別々に減免幅を判断するとされている。すなわち、企業が寛大措置を申請しても、個人に当然に及ぶわけではなく、逆に個人が寛大措置を申請した場合でも、企業が当然に同様の取扱いを受けるわけではない。

本ガイドラインの意見募集稿をめぐる注目点の一つは、この企業と個人の寛大措置が連動しないという構造にある。企業側は、2024 年の「事業者反独占コンプライアンスガイドライン」が示すとおり、独占的協定を自発的に報告し、重要証拠を提出するとともに、事前に有効なコンプライアンス体制を整備・運用していたことを示すことにより、より大きな減免を得る余地がある。もっとも、企業が寛大措置を得るためには、中核的な関与者の協力が必要となることが多い。他方で、個人側は、自身の関与態様、主導性の有無、受動的関与かどうか、独自の減免・免除可能性を別途検討しなければならない。このため、企業の協力要請と個人の自己防御との間には、実務上の緊張関係を生じる。

このような構造の下では、会社としての寛大措置戦略と、個人としての防御・申請戦略を並行して、かつ分けて組み立てることが重要となる。特に、企業が寛大措置を得るために事実関係を詳細に開示しようとする場面では、その開示が個人に不利に作用する可能性があるため、同一の代理人で全体を処理するよりも、企業側と個人側で利益相反を見据えた別個の法的助言を確保することが望ましい場合がある。

五、求められる対応

本ガイドラインを踏まえると、今後の独占禁止法に関するコンプライアンスは、次の 3 点を軸に見直す必要がある。

1. 対象を「会社」から「人」へ広げる

価格設定、営業、購買、流通、業界団体対応など、競争事業者との接触や価格・市場に関わる判断を行う担当者を研修対象に含める必要がある。あわせて、法定代表人、主要責任者、実質的な意思決定権を有する者については、個人責任の可能性を前提に、より高い頻度で教育・確認を行うことが望ましい。

2. 接触・会合・交渉を必ず記録に残す

競争事業者との接触、業界団体での発言、価格の調整、顧客や地域の分担などは、後に問題化しやすい。したがって、これらの行為については、事前承認、議事録、報告書、メール保存等を通じて、経緯を可視化しておくことが重要である。特に、業界団体活動や非公式会合では、当局に対して「誰が、いつ、何を、どのような目的で行ったのか」を説明できる記録の有無が、行政調査対応を大きく左右し得る。

3. 寛大措置は「会社＋個人」で同時に考える

個人責任が制度として具体化し、企業と個人の寛大措置は別々に判断される。このため、独占的協定の疑いが生じた場合には、企業としての自発的報告、内部調査、証拠保全と、関与した個人の申請方針を、初期段階から分けて検討する必要がある。

小結

本ガイドラインは、独占的協定をめぐる法規制が、単なる会社への制裁から、企業と関与個人の両方を追及する方向へ進んでいることを示している。今後の正式版の内容と、実際の案件における運用のされ方に特に注目する必要がある。もっとも、コンプライアンスは、制度を整えるだけでは足りず、誰が意思決定し、誰が関与し、どの証拠が残るかまで含めた運用設計が求められる。会社のルールのみならず、人を中心にしたリスク管理として再構築することがますます重要になっている。

III. 中国法令アップデート(主に 2026 年 8 月 1 日～8 月 31 日の法令を対象)

最新中国法令の解説

今号の注目法令のうち、「大規模個人情報取扱者における個人情報保護規定(意見募集稿)」は、大規模個人情報取扱者の認定基準を示すとともに、データローカライゼーションや個人情報保護監督委員会の設置等の追加的な義務を定めており、大量の個人情報を取り扱う企業(プラットフォーマー等)にとって重要な内容となっている。

また、「独占的協定における個人責任の適用に関するガイドライン(意見募集稿)」は、独占的協定に関与した法定代表者、主要責任者、直接責任者等の個人責任について、その適用基準や課徴金の裁量要素等を具体化するものであり、今後の独禁法コンプライアンス実務への影響が注目される。今号の Lawyer's Eye でも取り上げているので、詳細はそちらもご覧ください。

執筆担当: 日本弁護士 若林 耕

公布済み法令

<貿易・税関>

関連輸入印刷・複写オフィス機器に対する対外貿易における国家安全立件調査の開始に関する公表

【ポイント】 本公告は、中国商務部が、外国製のシステムソフトウェアを搭載した輸入印刷・複写機等のオフィス機器を対象として、対外貿易における国家安全・利益に関する調査を開始する旨を公表するものである。

中国では近年、さまざまな分野において国家安全保障の強化が進められている。対外貿易¹の分野においても、主に対外貿易法に基づき、複数の事項について対外貿易調査が設けられている。対外貿易法41条には、アンチダンピング調査、反補助金等の貿易救済調査や貿易障壁調査といった従来型の調査に加え、今回のように対外貿易における国家安全・利益に関する事項についての調査(以下は「対外貿易国家安全調査」という)も定めている。

本件調査に関する重要な基本情報は以下のとおりである。

【調査対象】

外国製のシステムソフトウェア²を搭載し、印刷・複写機能を有する輸入オフィス機器

【調査事項】

- (1) 調査対象製品の輸入状況
- (2) 輸入された製品、技術又はサービスが国家安全・利益に及ぼす影響
- (3) 関連分野における国内需要の状況及び外国の貨物、技術又はサービスへの依存状況
- (4) 中国国内における関連産業の発展状況及び輸入による影響
- (5) 中国国内の関連産業が国内需要及び国家安全・利益を満たす能力と水準
- (6) 関連する外国政府の政策及び措置が中国の国家安全・利益に及ぼす影響等

【調査手続き及び期限】

商務部は、書面による質問票の送付、聴聞会の開催、実地調査等の方法により調査を実施し、調査結果に基づき、調査報告書を作成し、又は処理の裁定を行い、これを公告する。

調査期限は、立件決定の公告日から 12 か月以内とされている。但し、特別な事情がある場合には延長できる。

なお、中国において対外貿易国家安全調査が実施されるのは今回が初めてであり、現時点では関連する実施細則等も制定されていない。そのため、具体的な調査手続や判断基準等については、不明確な点が残されている。もっとも、2026 年 8 月に商務部貿易救済調査局が発出した通知によれば、既に利害関係者に対する質問票の送付等が行われており、本件調査が実際に進められていることがうかがわれる。

¹ 貨物、技術の輸出入及び国際サービス貿易を指す。

² 外国の個人又は主体が開発、試験、保守を行うドライバソフトウェア及び組込みソフトウェアを指す。

[原文] 公布对相关进口打印复印办公设备发起对外贸易国家安全立案调查（商务部公告 2026 年第 33 号）

[公布／公表機関] 商務部（商務部）

2026 年 8 月 5 日公布、施行

執筆担当：北京オフィス顧問 李彬

草案・意見募集稿等

越境腐敗防止法(草案)意見募集

〔ポイント〕「越境腐敗防止法(草案)」は全 6 章 47 条から構成され、中国企業・中国国民による海外での贈収賄行為や、外国当局による中国国内での腐敗調査、海外に流出した不正収益の追跡・回収などについて、具体的なルールを定めるものである。主なポイントは以下のとおりである。

1. 適用範囲・管轄権の明確化

草案は「越境腐敗」の範囲を広く定義しており、外国公務員・国際公共機関職員に対する贈賄だけでなく、中国企業・中国人が国外で行う贈収賄等の職務上の違法行為、さらに腐敗関係者の国外逃亡や腐敗資産の国外移転も対象としている。

2. 外国公務員に対する贈賄の規制強化

中国企業等が国外で事業活動を行う際に、外国公務員又は国際公共機関職員に対して金銭その他の不正な利益を供与し、取引機会や競争上の優位性等を不正に獲得する行為について、規制を定めている。中国企業等にとっては、国内における贈収賄リスクに加え、海外事業における贈収賄リスクについても適切に管理することが一層重要となる。

3. 企業の越境腐敗防止に関するコンプライアンス体制の整備

草案では、越境事業を行う企業に対し、贈賄の禁止に加え、リスク評価、内部通報、財務・会計管理、内部監査、第三者デューデリジェンス、従業員教育等を含む包括的な廉潔コンプライアンス体制の構築を求めている。

4. 外国当局による中国国内での調査活動の規制

外国の機関、組織又は個人は、中国の関係当局の同意を得ることなく、中国国内において、自ら又は第三者を通じて越境腐敗に関する調査・証拠収集等の活動を行うことが制限される。また、中国国内の組織・個人が外国当局に対して証拠資料等を提供する場合についても、一定の制限が設けられている。

5. 国外逃亡者の追跡・不正収益の回収に関する国際協力の強化

腐敗事件の関係者が国外に逃亡した場合や、腐敗に関連する資産が国外に移転された場合への対応として、国際的な法執行協力、司法共助、国外逃亡者の追跡、腐敗関連資産の追跡・回収・返還等に関する制度を定めている

6. 外国による不当な域外適用等への対抗措置

外国が腐敗防止を理由として自国法を不当に域外適用し、中国に対する抑制・圧力や中国の組織・個人に対する差別的な制限措置を講じ、中国の主権、安全及び発展利益を害する場合には、中国は「反外国制裁法」等の関係法令に基づき、対抗措置等を講じることができ旨を規定している。

[原文] 反跨境腐败法（草案）征求意见稿

[公布／公表機関] 全国人民代表大会常務委員会(全国人大常委)

(意見募集期間:2026 年 8 月 28 日～2026 年 9 月 26 日)

執筆担当：北京オフィス顧問 李 加弟

大規模個人情報取扱者における個人情報保護規定(意見募集稿)

〔ポイント〕個人情報保護法は、「個人情報取扱数が国家インターネット情報部門の定める数量に達する個人情報取扱者」について、データローカライゼーション及び個人情報保護責任者の指定など、法的義務を加重している(40 条及び 52 条)。また、同法の細則にあたるネットワークデータ安全管理条例は、「1000 万人以上の個人情報を取り扱うネットワークデータ取扱者」について、ネットワークデータ安全責任者及び安全管理機構の設置義務等を定めている(28 条及び 30 条)。本意見募集稿は、これらの規定を受けて、「大規模個人情報取扱者」(以下「大規模取扱者」という。)を定義した上、その認定基準及び認定プロセスを示し、法的義務の内容等を詳細に記載するものである。主な内容は以下のとおりである。

1. 認定基準及び認定プロセス

大規模取扱者の認定につき、本意見募集稿では以下の基準が示されている(2条2項)。

- (1) 1000万人以上の自然人の個人情報を取り扱うこと
 - (2) 個人情報の取扱に係る重要なネットワークサービスを提供し、又はその経営範囲が個人情報の取扱に係る複数の事業に及んでいること
 - (3) 個人情報の取扱活動が国家安全、経済運行、社会安定、公衆の健康及び安全等に重大な影響を及ぼすこと
- 上記(1)は大量の個人ユーザーを有するプラットフォーマー等をターゲットする客観的な基準だが、(2)及び(3)は主観的な基準であるため判断が難しい。推測として、ネットワークを通じて個人向けに通信、交通、資金決済等のサービスを提供する事業者は(2)に、軍事、エネルギー、科学技術、医療等の分野の事業者は(3)に該当し得ると考えられる。

これらの基準は個別に適用されるものではなく、総合的に判断されると規定されているため、1つでも満たせば大規模取扱者に認定される可能性があり、複数を満たすとその可能性が更に高まると言える。

認定プロセスについては自己評価+当局の審査認定とされている(3条)。上記いずれかの基準に合致すると自ら判断した事業者は、所在地の省レベルのインターネット情報部門を通じて国家インターネット情報弁公室(以下「国家網信弁」という。)に申告しなければならない。国家網信弁は、電信・公安等の部門とともに認定を行った上、大規模取扱者のリストを公表する。また、既に認定された大規模取扱者は、6ヶ月連続で基準を満たさなくなったと判断すれば除外を申請できる。

2. 大規模取扱者の法的義務

大規模取扱者は、個人情報保護法に基づく責任に加え、本意見募集稿における追加の法的義務にも順守を求められる。以下では重要な項目を列挙する。

- (1) データローカライゼーション
 - 中国国内の事業運営で収集・生成した個人情報を中国国内に保存する(13条)。
 - 保存先のデータセンターは中国国内で設立され、かつ国の政策及び基準に合致する。その管理機構の法的代表者又は中国籍を有する(14条)。
- (2) 個人への対応
 - 自動化された決定を通じて個人にプッシュ型情報配信、ビジネス・マーケティングを行う場合は拒否及びユーザープロフィールの削除機能を提供する(17条)。
 - 個人から個人情報の移転を請求された場合に30営業日に対応し、結果を通知する(19条)。
- (3) 管理体制の構築
 - 管理職1名を個人情報保護責任者に指定し、その連絡先を公開する(25条1項)。
 - 個人情報保護責任者は、①管理体制等の構築に関する指導、②取扱活動のコンプライアンス指導、当局による監督検査への協力、③個人情報の取扱に係る社内手続における意見表明、④取扱活動及び個人情報保護措置等に対する監督等の職責を履行し、大規模取扱者はその職責履行を支援しなければならない(26条)。
 - 個人情報保護社会責任報告を作成し、翌年度の上半期に公表する(30条)。

(4) 個人情報保護監督委員会の設置

大規模取扱者は、認定された日から6ヶ月以内に個人情報保護監督委員会(以下「監督委員会」という。)を設置し、国家網信弁に報告する(37条)。監督委員会のメンバー構成に関しては以下の要件が定められている(37～39条)。

- 大規模取扱者の業務規模、ユーザー数に合わせて7人以上の奇数とし、社外メンバーが2/3を下回らない。
- 高度な個人情報保護コンプライアンス監査の能力を有する社外メンバーを責任者に任命する。
- 社外メンバーは独立性、専門性等の要件を満たさなければならず、同時に受任できる会社は3社までである。

- 監督委員会は、会社のコンプラ体制、処理規則、個人情報保護影響評価、越境移転等、個人情報の保護に関する全面的な監督を行う(41条)。

[原文] 大型个人信息处理者个人信息保护规定 (征求意见稿)

[公布／公表機関] 国家インターネット情報弁公室(国家互联网信息办公室)

(意見募集期間:2026年8月7日～2026年9月7日)

執筆担当:中国弁護士 朱 迪

独占的協定における個人責任の適用に関するガイドライン(意見募集稿)

[ポイント] 2026年8月27日、中国国家市場監督管理総局は、「独占的協定における個人責任の適用に関するガイドライン(意見募集稿)」(以下「本ガイドライン」)を公表し、9月10日まで意見募集を行った。本ガイドラインは、2022年改正『独占禁止法』第56条が導入した「企業+個人」の二重処罰の仕組みを、独占的協定案件における個人責任の場面で具体化するものであり、独占禁止法分野で個人責任の適用を専ら規律する初のガイドラインである。

本ガイドラインの重要な特徴は、個人責任の判断に当たり、独占的協定の形成・維持における実質的な役割を重視している点にある。法定代表者、主要責任者、直接責任者の範囲が一定程度明確化されるとともに、法定代表者・主要責任者の「不作為」による責任追及も示されており、役職者のみならず、実質的な意思決定権限を有する者や、関与の程度が高い担当者にも注意が必要となる。

また、本ガイドラインは、個人責任を追及すべき典型的な案件として、競争の著しい排除・制限、イノベーションや消費者利益の重大な侵害、全国的な重大影響、民生保障・生態環境・安全生産・金融資本・データ安全などの重点分野における国家利益への危害を挙げている。医薬分野における2025年の個人追及事例も踏まえると、今後は重点業種における個人責任追及がより一層明確化する可能性がある。

さらに、本ガイドラインは、個人に対する課徴金の裁量要素、軽減・加重の各事情、個人による単独の寛大措置(リニエーション)申請、離職後も責任が当然には消滅しないこと等、実務上重要な論点にも触れている。特に、企業と個人の寛大措置が自動的に連動しない点は、内部調査や当局対応において、企業と個人の対応方針を分けて検討する必要性を示唆している。

中国で事業を行う企業にとっては、独禁法に関するコンプライアンスを代表者まで含めて再確認し、競合他社等との接触管理、業界団体活動の記録作成、内部報告・調査体制、証拠保全、寛大措置の申請方針をあらかじめ整備しておくことが重要であると思われる。

詳細は、本号の Lawyer's eye をご覧ください。

[原文] 垄断协议个人责任适用指引(征求意见稿)

[公布／公表機関] 国家市場監督管理総局 (国家市场监督管理总局)

(意見募集期間:2026年8月27日～2026年9月10日)

執筆担当:中国弁護士 屠 錦寧

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

- 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。

弁護士 射手矢 好雄	yoshio.iteya[at]amt-law.com
弁護士 森脇 章	akira.moriwaki[at]amt-law.com
弁護士 中川 裕茂	hiroshige.nakagawa[at]amt-law.com
弁護士 若林 耕	ko.wakabayashi[at]amt-law.com
中国弁護士 屠 錦寧	tu.jinning[at]amt-law.com
弁護士 尾関 麻帆	maho.ozeki[at]amt-law.com
弁護士 横井 傑	suguru.yokoi[at]amt-law.com
弁護士 唐沢 晃平	kohei.karasawa[at]amt-law.com

※メールを送信する際には、[at]を@に変更してお送りください。

- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
- ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。